

## 市谷議員 再要望項目一覧

令和8年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(1) イラン攻撃に端を発した中東情勢悪化に伴う物資不足や物価高騰への対応について</p> <p>①医療機関の物資不足の状況調査の中で国が、「買占めしないように」と伝えているが、それだけでは、現場の問題は解決しない。県が介在して国の備蓄品を放出するとのことであるが、早急に物資が届くようにすること。県としても医療機関の状況を調査・把握し、県の備蓄品（サージカルマスク14.9万枚、N95マスク1万6900枚、アイソレーションガウン4万9300枚、フェイスシールド3万1325枚、医療用手袋124.1万枚）の一部の放出も検討すること。</p>	<p>国による医療用手袋の放出は有償販売によって行われ、県は医療機関の配付要請内容の確認を行うものの、販売業者と医療機関との間で購入手続きが行われ直接医療機関へ配送される仕組みである。県としてはホームページに要請方法等を掲載した専用ページを作成するとともに、関係団体を通じて周知を図っている。</p> <p>また、医療機関の状況はEMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用して把握しているところだが、県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条の規定に基づいて備蓄している个人防护具は、感染症有事の初動期又は対応期に配付するものであることから、国（内閣府及び厚生労働省）より都道府県の判断による放出は差し控えるよう見解が示されており、放出することは考えていない。</p>
<p>②医療機関に対しては、令和8年6月に診療報酬が改定されるとして県独自の物価高騰対策補正予算を組んでいない。一方で高齢者施設は、6月に介護報酬の期中改定があっても、県独自の物価高騰補正予算を組んでいる。この間の医療機関の赤字状態を考え、医療機関にも県独自に補正予算を組んで、支えること。</p>	<p>報酬改定や他の補助金等で物価高騰への対応が措置されているものは、医療・介護とも県の支援対象とはしていない。</p> <p>令和8年6月に予定されている診療報酬改定では、物価高騰への対応が盛り込まれている一方、介護報酬改定は、ほぼ人件費（処遇改善分）への対応であることから、今回措置されない物価高騰分について6月補正予算案に盛り込んでいる。</p> <p><b>【6月補正予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 （高齢者施設等物価高騰対策支援事業）</li> </ul> <p style="text-align: right;">278,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③帝国データバンクは、昨年12月時点で県内企業の802社が倒産リスクに直面していると分析し、圧倒的多数が従業員数10人未満の小規模企業で、「進まない価格転嫁やコロナ融資の返済が経営基盤の弱い企業を直撃している」としていた。更にここに中東情勢の悪影響が襲いかかっている。6月補正で「地域経済対策資金」の融資枠や受付期間の延長、市町村と協調した無利子化はよいが、借換のみは対象外であり、借換のみも対象とすること。また、既往債務の返済の凍結・免除も検討すること。第二次石油ショックの時より深刻との声もある。コロナ禍の時のような応援金を創設すること。</p>	<p>6月補正予算案に盛り込んだ「地域経済変動対策資金」は、経済環境の変化により生じる設備資金・運転資金の不足を補うための新たな資金を低利で提供する制度である。主目的は新たに生じる資金需要への対応であり、借換は、主目的に伴って債務状況を簡素化するために既往債務を一本化する場合を対象としている。したがって借換のみを対象とすることは考えていない。</p> <p>なお、新型コロナ融資については借換のみを対象としたコロナ克服借換特別資金を設け、既に累計100億円以上の借換融資に対応している。こちらは借換に特化した資金であり、当資金の活用も検討いただきたい。</p> <p>既往債務の返済凍結・免除については、個別案件ごとに判断すべきものであり、一律に返済条件等を変更する制度は検討していない。本県は信用保証協会とも連携して、金融機関に対し県内企業の実情を踏まえた柔軟な対応を要請しているところであり、鳥取県経営サポートセンター等の公的な支援機関による相談体制も強化している。企業の経営状況に応じたアドバイスが可能であることから、まずは相談をいただきたい。</p> <p>また、コロナ禍においては、一定期間、感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限などに協力いただくことに対し、応援金による支援を実施したが、今回は現段階で事態の收拾が見通せず、事態の長期化を考慮し、まとまった資金確保が可能な低利融資による支援を提案していることから、応援金の創設は考えていない。</p>
<p>④農林水産業支援は、6月補正は畜産だけである。農林漁業者全般への物価高騰支援金を創設すること。</p>	<p>農林水産業での物価高騰対策は、畜産経営支援だけでなく、令和8年度当初予算等により、漁船の省エネ機関導入支援、化学肥料低減の取組支援、農業者及び漁業者向けの緊急的な資金繰りへの利子助成等を実施している。</p> <p>また、農林水産業の経営に深刻な影響が生じることがないよう、燃油に加え、肥料、飼料及び石油由来の生産資材等の供給及び価格の安定に万全を期すことなどについて、令和8年4月16日及び5月7日に国に要望したところであり、引き続き、国の動向等を注視しながら、必要な対策を検討していく。</p> <p><b>【令和7年度12月補正】 ※令和8年度に明許繰越</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料価格高騰対策事業 5,000千円</li> </ul> <p><b>【令和8年度当初予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営体ステップアップ事業 9,900千円</li> <li>・農業経営安定資金利子助成事業 4,533千円</li> <li>・漁業金融対策費（漁業経営安定資金事業） 592千円</li> <li>・漁業金融対策費（漁業経営財務基盤強化資金事業） 2,396千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤物価高騰等緊急対応調整費を発動し、ICOCA 導入補助金 1 4 0 0 万円を拠出するとのことであるが、物価高騰対策とは目的が異なるため、別の調整費・予備費を活用すること。</p>	<p>物価高騰対応重点支援地方交付金の取り扱いに係る国の事務連絡には、地域公共交通に対する支援が推奨事業メニューとして示されており、ICOCA 導入補助金に関しても当該交付金を財源として充当することが可能である旨を確認していることから、災害復興調整費などの他の調整費や予備費ではなく、物価高騰等緊急対応調整費での実施が適当であると考えている。</p>
<p>(2) 辺野古沖での小型船舶転覆事故を契機とした、教育活動への介入はやめること</p> <p>辺野古沖での小型船舶転覆事故で修学旅行中の生徒と船長が死亡する痛ましい事故が起きた。このような事故が2度と起きないように、文科省が郊外活動の「安全確保」の状況調査を行うとしていることは当然である。県内でも点検を実施すること。同時に文科省は、今回の学びが、政治的中立を定めた教育基本法第14条2項に違反すると認定し、「教育活動」の状況についても調査するとしているが、教育内容への介入であり、教育活動が委縮することになりかねない。同法14条2項は「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」としておりそれは当然のことであるが、同法14条1項は「政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とされ、政治教育が否定されているわけではない。憲法に基づき、平和、民主主義、基本的人権など政治的教養を身につけることや、そうした教育活動が否定されてはならない。例えば、平和教育として広島原爆資料館に行くことなどを県は否定しないこと。</p>	<p>公立・私立の各学校における平和教育については、平成27年10月に文部科学省から高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等に関する通知があり、その内容を周知し、偏りがないような生徒の主体的な学びについて平和教育を行っているところである。</p> <p>この度、令和8年4月に文部科学省から、教育活動における安全確保や適切な教育活動の実施等に関し、通知の趣旨に照らし合わせ適切に行われているかについて、各校において改めて確認し、必要に応じて見直しを図るよう再度依頼があり、県内学校にも再度周知を図ったところである。</p> <p>安全確保については、県立高等学校では、修学旅行等の実施にあたっては、教育委員会事務局に活動計画の届出を行い、計画内容に懸念が確認された場合は、詳細を点検するとともに適切な教育活動とするよう、既に指導を行っている。私立学校においては、学校訪問等の際に「危機管理マニュアル」を既に確認しており、引き続き実施状況等を確認していく。</p> <p>また、平和教育の実施については、学習指導要領に基づき行っており、社会的事象について特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう指導している。このため、この方針に基づき行われている平和教育について、訪問先等を県が否定することはしていない。</p>
<p>(3) 主食用米の需給調整と自給飼料の計画的増産について</p> <p>①2026年産の主食用米が、国の想定711万トンを超え733万トンになると農水省が公表した。鳥取県は100ha増の1万2100haとのことである。民間在庫量も243万トン～271万トンと過去最多の見通しで、放置すれば米価が大きく下落する危険性がある。政府備蓄米の2026年産米の備蓄米の買い上げは順調とのことであるが、2025年産米の買入中止分も含め備蓄量を更に増やし、需給と価格の調整をするよう国に求めること。</p>	<p>米の備蓄制度は食糧法に基づき国で対応しており、令和7年度に放出した備蓄米の買戻しについては、今後の需給状況や販売動向等を見定めた上で適切に判断することから、備蓄量の増加や需給と価格の調整について国への要望は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②また、米価が堅調であったため主食用米にシフトし、自給飼料の飼料用米等が減少傾向となっている。輸入飼料が高騰している状況を踏まえ、自給飼料の増産計画を策定し、推進すること。また推進のためにも、水田活用交付金の維持・増額を国に求め、県の上乗せ支援や運送費支援の拡充をすること。</p>	<p>令和8年度鳥取県自給飼料増産行動計画に基づき、東部、中部、西部のそれぞれの地域の実情に応じた計画を策定しており、農協及び市町村と連携を図りながら推進を図っている。</p> <p>水田活用直接支払交付金については、令和9年度以降の制度改正が予定されていることから、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするとともに、十分な予算を確保することを国に要望していく。</p> <p>なお、令和8年度当初予算において、飼料用米などの作付拡大面積に応じて国と県で支援を行う「都道府県連携型助成」や自給飼料の流通促進に向けた運搬費支援を実施しており、また、現在、国が燃料油（ガソリン、軽油等）に対する支援を行っていることから、県の上乗せ支援や運営費支援の拡充は考えていない。</p> <p><b>【令和8年度当初予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物の収益性向上対策支援事業 （飼料用米・麦・大豆の生産拡大支援事業） 6,000千円</li> <li>・自給飼料生産確保対策事業 926千円</li> </ul>
<p>(4)「健康保険法改正案」の廃案を求めること</p> <p>OTC類似薬の一部保険外しをする「健康保険法改正案」が参議院で審議中だが、薬剤だけでなく、診療・処置・手術・検査・入院時看護などの「一部保険外療養」も認め、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」とした医療保険の大原則や、「混合診療の原則禁止」にも反する法案の内容である。国民皆保険制度を揺るがす同法案の廃案を国に求めること。</p>	<p>国は国民健康保険事業の健全な運営を確保するよう必要な措置を講ずる責務を負っており、その責任においてOTC類似薬の保険給付の見直し等を含めた健康保険法等の改正法案が国会に提出され、「一部保険外療養の対象範囲については、薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘もあったこと等を踏まえ、十分に検討すること」などの附帯決議が附されて令和8年5月29日に成立したところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5)「社会福祉法等改正案」の廃案を求めること</p> <p>同法等改正案は、障害者総合支援法、介護保険法など9法案をまとめて改正するもので、中山間・人口減少地域を「特定地域」に指定し、介護施設や障がい者福祉事業所での人員配置基準を緩和するとしているが、人手不足の解消どころか、在職者の負担が増し、より一層人手不足と運営難を招くことになる。また、「特定地域居宅サービス等事業」を創設し、過疎地域での要介護1～5認定者の在宅サービスを保険給付から外し、市町村地域支援事業に移行させるとしているが、地域によっては「保険あってサービスなし」とサービス格差を招くことがあってはならない。また、住宅型有料老人ホーム入居者のケアプラン作成に1～3割の自己負担を導入し、物価高騰のなか高齢者の負担を増やそうとしている。社会保障を大きく後退させる法案であり、国に廃案を求めること。また人員不足は、介護・福祉労働者の賃金が他職種平均より8万円も低いことが原因であり、介護事業所の赤字は介護報酬が低いからである。これらの引き上げを国に求め、県独自にも支援すること。</p>	<p>現在、国において検討している「特定地域サービス（仮称）」については、中山間・人口減少地域において必要なサービスを確保するため、地域の実情に応じて柔軟な基準等によりサービス提供を可能とする仕組みである。人員配置基準等は、職員の負担や質の確保への配慮を前提に検討することとされており、社会保障審議会介護保険部会等での議論の状況を注視していく。</p> <p>「特定地域居宅サービス等事業（仮称）」については、指定介護サービスや前述の特定地域サービス（仮称）の仕組みを活用してもなおサービス提供が困難なケースに対応するため、市町村が給付に代えて地域支援事業として居宅サービスを実施する仕組みであり、地域において、必要な介護サービスを確保するための制度と理解している。</p> <p>中重度の要介護者等を対象とする住宅型有料老人ホームの入居者のケアプラン作成等に係る自己負担導入については、介護付き有料老人ホーム（ケアプラン作成等に係る自己負担有り）との制度的均衡等の観点から、社会保障審議会介護保険部会等での議論を経て法案化されているものであり、本県として廃案を求めることは考えていない。</p> <p>また、令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%が措置されるが、令和9年度報酬改定に向けて更なる処遇改善に繋がるよう国に要望していく。県においても介護職員処遇改善支援事業等により、人件費改善を図っており、令和8年度報酬改定による介護職の処遇改善加算率の引上げや対象事業所が拡大されるに伴い加算取得要件が変更されることを踏まえ、相談窓口の設置や研修会を実施し、県内事業所の加算取得を支援していく。</p> <p><b>【令和7年度12月補正予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善支援事業 <span style="float: right;">1, 102, 000千円</span></li> </ul> <p><b>【令和8年度当初予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業 <span style="float: right;">1, 620千円</span></li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 障害福祉報酬の新規事業所の引き下げを中止すること</p> <p>昨年12月16日、厚生労働省が障害福祉サービス報酬の臨時改定案を発表し、2026年6月から新規に指定を受ける障害福祉事業所の報酬が引き下げられる。就労継続支援B型、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、まだ支援が不足している地域もあり、事業参入が阻害されてはならない。報酬引き下げの中止を国に求めること。</p>	<p>令和8年6月から、サービスの質を担保しつつ制度の持続可能性を確保する観点から、就労継続支援B型・グループホーム・児童発達支援・放課後等デイサービスの新規事業所に限り、臨時応急的な見直し(引き下げ)が行われる。</p> <p>本県では、特にグループホームに対するニーズが高く、国の補助制度に加え県独自の補助制度を創設し、グループホーム整備促進を図っているところであるが、この度の報酬見直しは、このような自治体から補助を受けて設置する事業所には適用されないほか、過疎地域等にある事業所、さらに、重度障がい児者に係る報酬にも適用されない。</p> <p>報酬引き下げの中止を国に求めることは考えておらず、今後とも、関係機関・者の意見を踏まえ、障がい児者が地域で安心して生活できるよう必要な施策を推進していく。</p> <p><b>【令和8年度当初予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親なき後を見据えた地域生活サポート事業(グループホーム施設整備事業)</li> </ul> <p style="text-align: right;">49,583千円</p>
<p>(7) 通院・在宅精神療法の診療報酬削減の撤回を求めること</p> <p>診療報酬の改定で、通院・在宅療法に対する報酬が、精神保健指定医によらない診療の場合は4割も減算される。発達障がい児等を診る児童精神科医や小児科医の中には、強制的な入院や隔離・身体拘束などを判定・実施する「精神保健指定医」になっていない医師もある。報酬削減は、発達障がい児の早期発見・早期治療、初診待機の解消に逆行する。国に撤回を求めること。</p>	<p>発達外来における早期療育を目的とした診療の多くは小児科で対応されているが、小児科では「通院・在宅精神療法」ではなく「小児特定疾患カウンセリング料」を算定しており、減算の影響はない。</p> <p>また、発達障がいの診療にも対応されている多くの精神科の医師は「精神保健指定医」の指定を受けていることを確認しており、国に撤回を求めることは考えていない。</p>
<p>(8) 精神障がい者の運賃割引について</p> <p>「一般乗用旅客自動車運動事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成13年10月26日自動車交通局長発出の通達)では、身体障害者手帳保持者及び知的障害者の療育手帳保持者の運賃割引は1割引と規定されているが、精神障害者保健福祉手帳保持者は「事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする」と、事業者による申請が前提となり、他の障がいとの格差がある。事業者申請の前提を削除し、「1割引」と規定するよう、通達の改定と、現場での1割引の対応を国に求めること。</p>	<p>障がい者に対する交通運賃割引は、障がいのある方の社会参加を支援することを目的として、各交通事業者の判断により実施されるものと認識しており、国に求めることは考えていない。</p> <p>なお、これまで、県内で実施されていないタクシー運賃割引の導入に向けて、継続的に県内タクシー事業者に働きかけを行っているところであり、今後も働きかけを継続していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(9) 国民健康保険料の軽減の手立てを 6月にはすべての市町村の国保料が確定するが、聞くとところによると、やはり子育て支援金の上乗せによって保険料が上がる自治体が少なくない。県は、自由度が増す県国保財政安定化基金を活用し、市町村の保険料軽減の手立てを講じること。</p>	<p>子ども・子育て支援金分については、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で子ども・子育て支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする」とされており、県が財政安定化基金を活用して子ども・子育て支援金に係る保険料を軽減することは考えていない。</p>
<p>(10) 子どもたちの遊び場・野外活動の場の整備について ①布勢総合運動公園の遊具付近の樹木にハチの巣があり、撤去などこまめに手入れをお願いしたい。</p>	<p>ヤマタスポーツパークでは、指定管理者が1日1回の園内巡視を実施しており、ハチの巣を発見したときには速やかに除去するなど、日々の適切な公園管理に努めている。ご指摘の遊具付近については改めて確認を行ったがハチの巣は発見できなかった。もしも利用者の皆様がハチの巣その他の異常を発見された場合は、指定管理者にご一報いただくことを園内に掲示するよう指定管理者に指示した。なお、遊具付近にはアシナガバチなどのハチよけ対策として、スズメバチの巣を模したバルーンを設置している。</p>
<p>②幼児期を過ぎた子どもたちが、雨の時に屋内で遊べる場の設置または、既存の施設の開放をお願いしたい。</p>	<p>令和8年3月にリニューアルした「子育て王国とっとりサイト」にて、民間・公共施設問わず、親子で楽しむことができる施設・イベントの情報を発信するとともに、同サイトに「とっとり教育ポータルサイト」に掲載されている小学生から高校生までが参加可能なイベント情報を連携させる仕組みを検討している。現時点において新たな屋内施設の設置は考えていないが、各小学校区に設置されている公民館等、市町村の既存施設の有効活用を働きかけていく。</p>
<p>③県東部には、オートキャンプ場が少ないため、整備をお願いしたい。</p>	<p>車の乗り入れが可能なキャンプ場（オートキャンプ場）は、県が把握しているだけでも県東部に現在10施設存在しており、新たな施設の整備については、地元の声や要望、現在の需給動向及び民間事業者の参入状況を踏まえつつ、検討することが重要と考えている。</p>
<p>(11) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員の充実を 同法に基づく女性相談支援員は、多種多様な女性の困難事例に対応することとなるが、鳥取県は1人、市町村は6人と少ない。また、相談支援員は非正規職員では十分対応できないと、悲痛な声が上がっていると報じられた。まずは県が率先して正職員化し、増員を図ること。</p>	<p>県では、各圏域で女性相談業務を担当する職員は、従前から正職員である社会福祉専門職（心理職含む）を配置し、女性相談業務を担う会計年度任用職員と共に相談対応を行っており、既に正職員を中心とした相談支援体制が整備されていると認識している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(12) 男女の賃金格差の是正を 今年4月で、男女雇用機会均等法施行40年となるが、「機会均等」止まりではなく、「結果の平等」が求められている。鳥取県内の男女の賃金格差は、今年2月、従業員5人～99人までの事業所では6割台、100人以上で7割台であり、解消どころか格差が広がっている。女性は非正規が多く低賃金になっていることが原因と考えられる。またこうした低賃金が人口減少に拍車をかけている。「間接差別」を禁止し、賃金引き上げの手立てをとること。</p>	<p>県では、短時間正社員制度を含む多様な働き方を導入する事業所に対し、社会保険労務士を無料で派遣し必要な支援を行う事業を実施しており、併せて、短時間正社員制度などの多様な働き方の推進にかかるセミナー等を実施し、正規雇用を推進することにより賃金引上げに繋げている。</p> <p>また、非正規雇用労働者のキャリアアップを図るため、正社員を目指す非正規雇用労働者を対象として、e-ラーニング等により働きながら学びやすい職業訓練の実施を6月補正予算案に盛り込んでいる。</p> <p>【6月補正】 ・【人口減少対策特別プロジェクト】非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練 46,552千円</p>
<p>(13) 羽合臨海公園のPark-PFIの指定管理者について 羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）のPark-PFIの事業者及び指定管理者「中一&amp;スマイルカンパニー株式会社」の代表者は、大山町などでもキャンプ場を運営し、このたび経営破綻した「スマイルキューブ」と同じ代表者であった。羽合臨海公園では、3月に代表者が代わり、「スマイルカンパニー」は「中一」の100%子会社となったとのことだが、県には代表の変更の報告はあったが、出資の変更報告はなく（その義務はない）、県の担当者も今回の経営破綻を報道で知ったという状況で、それでよいはずがない。いまのところ運営に支障はないと県は言うが、「中一&amp;スマイルカンパニー」は、指定管理の審査で、「支出の見積もりの甘さ」や「新しい法人で財政基盤の構築がこれからで不透明な面がある」と指摘されており、それでも同社を指定した県及び議会には責任がある。すべての変更事項の県及び議会への報告を義務付けること。また財務状況や今後の運営の見通しについても、県議会に報告すること。</p>	<p>東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）のPark-PFIの事業者及び指定管理者は、収支計画の適切性などのほか、提案内容が施設の効用を最大限に発揮させるものとなっているか等について税理士等で構成する審査委員会での総合的な評価の結果、選定されたものである。</p> <p>指定管理者から県への変更事項の報告については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則や協定書に基づき、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者、事業計画書、事業報告書を変更する場合に、協議や報告を求めている。</p> <p>また、毎月の業務報告のほか、適切な指定管理の継続が困難となるおそれが生じた場合には速やかに県へ報告し、県は実地調査や必要な指示をすることができると協定書に規定されており、財務状況や今後の運営の見通しも含め、県は必要に応じて、適宜・適切に指定管理者を監督・指導しているところである。</p> <p>なお、指定管理施設に係る県議会への報告については、必要に応じて適宜常任委員会に報告している。</p>
<p>(14) 危険で、信用できない中国電力の島根原発は停止を ①中国電力が関係する民事訴訟で、社員1人が裁判所の許可を得ずに録音していた。法令違反であるが、社員の特定につながるとして録音内容や場所、職員の所属が明らかにされていない。再発防止に万全を期すと中国電力は言うが、それならば全容を明らかにし、処分も含め検討するよう求めること。</p>	<p>本事案については、中国電力において適切に対応されるべきものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②中国電力が島根原発でプルサーマル発電を計画している。プルサーマル発電の燃料は、再処理工場で使用済核燃料からプルトニウムを取り出し、ウランと混ぜてMOX燃料に加工して利用するが、2027年3月としてきた青森県六ヶ所村の使用済核燃料の再処理工場の完成が、1997年以来28回目の延期が濃厚と報じられた。これによって青森県は、使用済み核燃料の追加搬入も認めないとしており、核燃料サイクル・プルサーマル計画は事実上破綻している。原発を動かせば、島根原発のプールには行き場のない使用済核燃料が溜まり続け、いずれプールは満杯になってしまう。プルサーマル計画の中止を決断するよう中電に求めること。</p>	<p>島根原発2号機に係るプルサーマル計画について、県は安全協定に基づく協議を求めているが、現状中国電力から本県が求めている協議の申入れがないため、議論する段階にない。</p>